

第4回「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」有識者会議 会議要旨

1 会議名称

「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」有識者会議

2 開催日時

令和7年1月21日（火）13:30～15:30

3 開催場所

広島市役所14階第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員氏名

作野広和委員（座長）、伊藤敏安委員、デラコルダ川島ティンカ委員（Web参加）、丸山法子委員、山田知子委員

(2) 事務局

企画総務局地域活性化調整部長、コミュニティ再生課長、コミュニティ再生課課長補佐

(3) オブザーバー

市民局市民活動推進課長、健康福祉局地域共生社会推進課長

5 議題（公開）

- (1) 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（案）」について
- (2) ガイドラインについて

6 傍聴人の人数

2人

7 会議資料名

資料1 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（案）

資料2 条例（素案）と条例（案）の比較表

参考資料1 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）の説明会の開催結果

参考資料2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）に対する市民意見募集の結果及び提出された意見の概要と本市の考え方

資料3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン【たたき台】について

資料4 持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン【たたき台】

8 各委員の発言の要旨

(1) 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（案）」について

事務局が、資料1「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（案）」、資料2「条例（素案）と条例（案）の比較表」、参考資料1「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）の説明会の開催結果」、参考資料2「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）に対する市民意見募集の結果及び提出された意見の概要と本市の考え方」について説明。

（作野座長）

- ・ 前回の会議では素案であった条例が、今回の会議では案となったが、内容は大きく変化しているものではなく、文言の修正等があったということである。また、市民向けの説明会等も実施し、そこでの意見やパブリックコメントに基づく御意見等もあったとのことであるため、条例として適切かどうか、細かい文言も含めて委員の皆様から御意見等を賜りたい。

（伊藤委員）

- ・ 事前に送っていただいた資料を見たが、非常にうまく整理されており、色々な意見が最終的な条例（案）に反映されていると思う。また、説明会とパブリックコメントでは、貴重な意見や専門的な意見、実態に即した意見があり、これは条例（案）に反映する必要はないと思うが、必要なものは条例施行規則に反映させていただければと思う。
- ・ 条例（案）の第3条第3項第5号では、「共助」の定義がなされているが、前文にも「共助」の表現が出てくるため、前文で規定する必要はないか。

（事務局）

- ・ 今の御意見については、本市の法務部門に確認する。

（作野座長）

- ・ 説明会やパブリックコメントでの御意見はかなり踏み込んだ内容であるが、その取扱いについてはどうか。

（事務局）

- ・ 今回の説明会には、既にLMOを立ち上げている団体の方を中心に御参加いただいた。条例施行により何が変わるのか、どのような手続が必要なのかといった実務的な質問が多くあったため、皆さんに御負担をおかけしないような伴走支援を行っていくということをお伝えした。また、ガイドラインや条例施行規則ができ次第、できるだけ早期に地域へ御説明に伺うことをお伝えした。
- ・ 条例に盛り込めない運用に関する内容は、ガイドラインや条例施行規則に盛り込んでいく予定である。
- ・ パブリックコメントに関しては、条例の内容を変更すべき意見はなかった。本市の考え方については、予備知識がない方でも御理解いただけるように丁寧にお答えしている。

（山田委員）

- ・ 前回の有識者会議において、名前が地区社協になっているLMOについては、誤解を生むのではないかと質問したところであるが、パブリックコメントでも同様の質問があり、市民も同じことに疑問を感じるのだと改めて感じた。その質問の回答には、「市長が特別の理由があると認めるとき」として対応するとあるが、その特例はいつまで続けるのか。どこかの時点できちんと「特例」の判断根拠を整理し、納得できるような説明が必要ではないか。

- ・第3条第3項第4号の「まちづくりに関する中長期的な計画を定め、当該計画に基づき団体の運営及び活動を行うこと。」の後半部分を削除したことに関して、そもそもまちづくり計画はそれに沿ってある程度実施していくものである。計画は作った時点がスタートだが、作った時点でゴールになってしまっている事例も多く見受けられるので、市が伴走支援するという対応の仕方は理解できるものの、条文から削除していいのかと疑問に思う。

(事務局)

- ・1点目のLMOの名前が地区社協になっている団体については、地区社協の名前を使いたいという地域の自主性を尊重したものである。元々第3条第3項第2号の特例規定は、地区社協が指定申請を行う場合などを想定して設けている。
- ・2点目については、御指摘のようにまちづくり計画に沿って運営や活動を行うことが重要である。そのため、ガイドラインにおいて、LMOの立上げと立ち上げた後の持続的な運営についても記載しているところであり、そこで委員の皆様の御意見をいただきたいと考えている。

(丸山委員)

- ・条例で定める部分が枠組みで、実際の運用のルールがガイドラインだとすれば、ガイドラインの踏み込み具合は、もう少しアグレッシブな方がいいと思う。
- ・地区社協に関しては、全国各地に同様の団体が様々あるが、そのネーミングが大きく変わろうとしている傾向があり、社会福祉協議会の存在価値が非常に危ぶまれている。私は、全国社会福祉協議会で定期的に研修講師をしており、現場の声を聞いていると、この10年ぐらいの間に社協の存在意義について社協職員自らが考えている現状がある。コロナの後、地域でまとまって何かを行っていくという活動の意図や目的、計画、そして誰が主軸になってやっていくのかというところがなくなりつつある。こうした動きもあるので、私は、地区社協の名称がLMOに変わるというのは広島市におけるブランディングになると捉えており、名称については柔軟な形にした方が地域の主体性をもっと上がっていくと思う。何よりもガイドラインの充実を図ることが一番である。

(デラコルダ川島委員)

- ・参考資料2の2ページの「本市の考え方」の上から4行目に「宗教活動や政治活動などを目的とする活動を禁止する規定を設けています。」とあるが、禁止する宗教活動は具体的に書いた方がいいのではないかと。宗教を目的とする活動を禁止するとした場合には、人によって解釈が異なり、曖昧である。宗教活動を全部禁止とすると、地域によっては重要な支援が失われる可能性がある。

(作野座長)

- ・条例案第3条第3項第6号アには、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動」と具体的に書いてあると思うが、それを踏まえた上での御意見か。

(デラコルダ川島委員)

- ・宗教活動の禁止について詳しく説明しているところがあれば問題ない。例えばお寺でこども食堂を行っている地域もあり、そうした活動が禁止されるのではないかと懸念していた。

(事務局)

- ・条例案第3条第3項第6号アは、「宗教の教義を広め」、「儀式行事を行い」、「信者を教化育成する」という3つの事項の全てに該当する活動を禁止するものであり、活動場所がお寺であることをもって禁止するものではない。活動目的や内容を踏まえて個別に判断することになっている。

(作野座長)

- ・地区社協がLMOとなることについては、直接的には条例やガイドラインに盛り込む内容ではないと思うが、一方で、広島市の地域運営組織づくりに社会福祉協議会を組み込んだことに関する良いところと少し課題が残るところがあると受け止めている。市としても、地区社協がLMOになることの功罪があるということを承知の上で条例を運用し、地域にも受け止めていただくことが大事だと思う。
- ・条例については、これまでかなり積み上げてきているので、本日の意見交換をもって、条例（案）の検討は終わりにしたい。

(2) ガイドラインについて

事務局が、資料3「持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン【たたき台】について」、資料4「持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン【たたき台】」について説明。

(作野座長)

- ・ただ今説明がありましたように資料4のガイドライン【たたき台】は、かなり完成度が高いように見えるが、必ずしもそうではないということで、構成やガイドラインの位置付けを端的にまとめたのが資料3である。あまり区切って議論すると重要なことを見逃しそうなので、全体を通して御発言いただきたい。

(山田委員)

- ・そもそもガイドラインとは何なのかということを確認したい。これまでの有識者会議では、条例に盛り込めなかった市全体のコミュニティの状況などについての課題や政策などは全てガイドラインに盛り込むという趣旨であったと記憶している。
- ・資料3では、ガイドラインのねらいとして「市民主体のまちづくりを進めていく際のハンドブックとして活用してもらう」とあり、構成を見るとLMOのマニュアルだと感じた。LMOの設立やその後の細かな手順などが全て記載されているのであれば、LMOの設立を考えている地域の方たちがハンドブックとして使うことはとても有効だろうと思う。しかし、広島市の地域コミュニティが置かれている状況がどこに書かれているのかと思ったら、2ページの「はじめに」の「地域コミュニティの現状」というページの1／4程度のスペースにしか記載されておらず、LMOありきのLMOに特化したガイドラインという印象を受けた。
- ・次に、資料3の「1 ガイドラインのねらい」で「全体的に絵や図、写真を多用し、ビジュアル的に分かりやすいものにする。」とあり、ハンドブックであればその方が親近感も出るし、文字よりはいいと思う。しかし、写真やデータは非常に明確で解釈のしようがないと思うが、図は非常に難しく、捉え方によっては全く違うように捉えられる危険性がある。例えば、このたたき台の表紙のイラストでは、外国人や障害者の方のイラストがないという話になったり、4ページでは、市民、地域団体、事業者、ひろしまLMOは本当に横並びなのかという疑問もわく。図も結構だが、その辺りの危険性は多くはらんでいると思う。

(事務局)

- ・まず1番目に御質問のあったガイドラインがLMOに特化したものなのかということについては、元々の位置付けとしては条例に関するガイドラインであるため、結果としてLMOに特化したよう

な形になっている。

- ・第2回有識者会議まで検討していた「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」では、ワークショップでいただいた市民、地域団体、事業者等の役割や本市の施策方針等を盛り込むことを考えていたが、時あたかも改正地方自治法で指定地域共同活動団体制度が創設されたことにより、条例の内容を本市独自の支援策を中心とした簡素なものにすることが可能になった。この改正地方自治法は画期的なものと言われており、地域団体と行政との関係性を初めて述べた法律と言われている。指定地域共同活動団体制度は、正に本市が目指しているLMOを基盤とした市民主体のまちづくりの理念とも合致することから、条例は極めて簡素にすることができた。一方で、ワークショップで議論していただいた各主体の役割などは行動規範ということでガイドラインに盛り込んではどうかということもある。
- ・そのため、ガイドラインは、後半の第2部の実践編に関しては、LMOに特化したような形にはなっているが、第1部の基礎編では、持続可能な地域コミュニティを実現するための基本的な考えなどを記載しており、御指摘いただいたように各主体を横並びで表現すべきなのかということも含め、こういう見せ方をすべきではないかとか、こういう役割も盛り込んだ方がいいのではないかとといったことについても、委員の皆様から御意見をいただきたい。
- ・本市としては、市民の方にガイドラインを手にとってもらい、実際に行動に移していただくことをイメージしており、文字が多く手にも取ってもらえないようなガイドラインを作る気はない。まずは手にとって読んでいただき、持続可能な地域コミュニティを実現するために実際にこういうことをやればいいのかといったことや、こういう主体がいるのかということを御理解いただくことがスタート地点だと思っている。

（山田委員）

- ・LMOに特化した条例とそれに紐づいたガイドラインであり、要はマニュアル化したハンドブックとして使えるようなものという位置付けでよいのか。
- ・第2部は、特にマニュアルのような構成となっているが、これ一冊でマニュアルの機能を果たすのであれば盛り込む情報はもっと多い方がいいのではないのか。例えば、市の支援や企業の支援としてどういう制度があるなどということも盛り込んだ方がいいと思う。

（作野委員）

- ・山田委員の御指摘は、LMOが確立すれば地域コミュニティの課題が全て解決するわけではないので、そういったところをどうカバーするかという論点が抜けているのではないのかという御指摘として受け止めた。
- ・広島市地域コミュニティ活性化ビジョンでは、地域コミュニティの現状が記載しており、それを実現するための手段がLMOであると記載されている。しかし、山田委員の御指摘のように、LMOを作ったから全てが解決するわけではないので、そこにどう向き合うのかということは、とても大きい課題である。私は、それを残された課題であると捉えており、このガイドラインは一定の目標に合わせて作っていく必要があるが、市として、そういったところはこのガイドラインに盛り込むというよりは、また別なものとして必要なのではないのかと思う。地域コミュニティ活性化ビジョンに基づいてLMOを作るが、その結果として地域コミュニティがどうなるのかということ、三段目のロケットみたいなものは必要だと考えている。
- ・図については、色々な捉え方をされる可能性があるので、そういうことを受け止めるだけの図やイラストにする必要があると思っている。他の自治体のガイドブックを見ると、何気ないイラストの

キャラクターたちが本質を突いたことを言っているものもある。

- それから御指摘いただいた4ページの図は、実は私もいかなものかと思っている。4ページのような図は、私の言葉で言えば、練りに練った上で満を持して出す必要があると思う。見る方は単純に見えるかもしれないが、作り込む必要があると思う。

(伊藤委員)

- ガイドラインの主な読者、対象者は、各種地域団体のリーダーだと思うので、その辺りをもう少し打ち出してもいいのではないか。広く市民全般というよりも、主なターゲットを打ち出してもいいのかなと感じた。
- この段階ではまだ提示する必要はないかもしれないが、事例紹介などは二次元コードを記載すれば、今の地域のリーダーは対応できると思うので、より幅広く立体的な展開ができると思う。
- 今回の地方自治法の改正の中で、従来はなかった考えとして、市町村事務の随意契約による委託ということは非常に大きな出来事だと思う。9ページの【収入の例】の1つとして、事務の受託収入もあり得るということを記載してもよいのではないか。また、10ページの「行政財産の貸付け」も大きな前進だと思うが、市の施設や行政財産とは何かという例も入れると分かりやすい。11ページの「随意契約による委託」も分かりにくいので、事例を入れると分かりやすいと思う。

(丸山委員)

- ガイドラインについては、条例を噛み砕いたものにするのであれば、これで十分だと思うが、ハンドブックとして使うという趣旨であれば、もっと具体的に踏み込んだ情報を入れておいて、何かあったときにこのガイドラインを見るとヒントが見えてくるぐらいの内容を盛り込んでおくとういと思う。どこまで踏み込むかは、伊藤委員が指摘されたターゲットを決めていくということが一つの鍵になると思う。
- また、二次元コードを活用してウェブでの情報発信をすることはやっていいと思う。最近よく見かけるのが、YouTube 動画にリンクして、動画で説明しているというものもある。各ページの最後に追加することで、最新情報や柔軟な発信など、文字にすると誤解を生むかもしれないという理由で記述を控えているような内容についても、動画で伝えることによってニュアンスが伝わるというメリットもあるので、そういったことがあってもよいと思った。
- それから各ページで伝えたいことは山ほどあると思うが、このような行政文書に慣れていない方にとっては、どこをポイントにして見ればよいのか非常に難解だと思う。見開きページの右側の下のところに「つまり」という枠を作り、このページにはこんなことが書いてありますということや、このページで伝えなかったことはこういうことですよというようなことを記載するまとめコーナーのようなものがあると良いという話を聞いたことがある。
- 私は最近、色々なLMOや地区社協の活動に関わる機会があるが、ほぼ共通して「地域課題って何ですか」と聞かれる。LMOや地区社協の目的、活動は毎年継続しているので地域のことをやらないといけないということは、皆さんよく認識されているが、何が地域の問題でどういう順位を設定しないといけないのかという考え方が非常に悩ましいと言われている。こども、高齢者、障害者、外国人、孤立している人のことなど、色々な悩みごとや困りごとがあり、そういう状態の中で地域は何をすればいいのか。予算あるいは地域包括や社協、公民館などの専属スタッフが付いているものは、割とサポートができるのでやっていくことができるが、ニッチな問題や深刻な問題、中長期計画を立てていくときの先々の問題をどういう風に優先順位を付けていくかといったことが難しいという声を聴いている。その地域課題の把握の仕方については、広島市全域で考えたときには、人

口が集中している地域と住宅団地、中山間地域のように類型化できると思う。その地域特性に合わせた地域課題はこんなものがあるということを認識していただくようなページがあると優先順位が設定しやすいと思う。

- ・厚生労働省に『2040年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会』という介護サービスについての検討会があり、その資料を見ると2040年には本当に人口がいなくなり、こういう脆弱さがありますということが書かれていた。3年後か5年後か10年後か2040年頃なのか、中長期的なことを考えてくださいと言ってあげないと、このままとんど祭りなどを継続すればいいのかと思ってしまう。地域課題やニーズ感覚を教えてあげないと、私たちが思っている以上に地域のニーズに触れる機会が少ないと思う。
- ・8ページに「ステップ1～地域の機運醸成～」とあるが、地域全体でLMOが必要だという機運を醸成することはプロや社協職員でも難しいことである。それをLMOに丸投げするのは問題ではないかと思う。二次元コードで別資料により説明する形でもよいので、ニーズ感覚と優先順位の設定の方法を行政から示していく時期に来ていると思う。広島市も含め日本全国これだけ厳しいということをガイドラインの中できちんと示して、「持続可能な」という言葉の裏側には持続できない地域があるということを言っていないと機運醸成できないと思った。
- ・補足として、地元の事業者との連携に関して、私のような活動をしている人たち、社会福祉関係、地域コミュニティ関係の活動をしている方、子育て関係の活動をしている方など、その地域のプロの力も借りていきましょうという記載をしていただきたい。また、社会福祉法人は社会福祉法で、地域と一緒に活動することについて規定されているので、まちづくりのパートナーとして紹介していただきたいと思う。さらに、LMO同士の事業の共同実施やノウハウの共有といったプラットフォームを作ることを視野に入れて、それを活用していただくような見通しの下、ガイドラインを作れば有効であると思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・地域全体を何とかしようという内容にすると抽象的な概念となり活動が想像しにくいいため、もっと具体的な課題や団体をどうやってサポートしていくかということが重要である。LMOでは全ての地域課題はカバーできないが、もっと具体的で明確になってきた問題を、写真を含めて目立つものとして記載した方がよいと思う。
- ・5ページの「各主体の具体的な役割」については、特にそういう印象があり、地域イベントに積極的に参加することが例の一つとして挙げられているが、それは既に行われている。それよりも具体的な問題、例えばこども食堂などの具体的なことを書くべきではないかと思った。
- ・「市民の具体的な役割」の中に「外国人、一人暮らし、つながりのない人などにも声をかけ、隣人同士の助け合いを進め、地域の絆を強めましょう」と書いてあり、素晴らしいことだと思うが、外国籍の市民あるいは移住してきたつながりのない人は、例えば、どこに登録してどこで情報を得るなど自分でできることや、その人をどうやってサポートするといったことに関する記載はなかったと思うので、そうしたことも含め、もっと具体的に書いた方がよいと思う。
- ・「地域団体の具体的な役割」については、たくさん記載があるが、例えば、個人とか家族はどういう仕組みでどうやって主体的に参加し、みんなと協力するかということに関する記載がないと思う。

(事務局)

- ・委員の皆様から御意見があった二次元コードについては、市のホームページがリニューアル時期を迎えており、現時点で挿入するとリンク切れになることから記載していないが、表現しきれない部

分やもっと知りたいことに関しても動画などに委ねることができるため、ホームページリニューアルのスケジュールを勘案しながら挿入することを検討したい。

- ・伊藤委員からも御意見があったように、行政財産の貸付けや随意契約による委託は、正に指定地域共同活動団体制度の中でも特徴的な部分のため、できれば事例を掲載したいと思うが、行政財産の貸付けや随意契約による委託については、それぞれの所管課が対応することになるため、現時点では国が示す事例くらいしか掲載できるものがない状況である。そのため、今後、庁内の関係課に本制度を周知して活用を促し、実効性があり、地域の方にとっても分かりやすい事例を引き出して、ガイドラインに盛り込んでいきたい。
- ・委員の皆様から、ガイドラインの文章等が全体的に固いという御意見をいただいた。行政が作るとどうしてもこのような形になってしまうため、業者委託を通じて、できるだけ市民の皆さんに分かりやすいような言葉、文章となるよう留意したい。また、丸山委員から御提案のあったページごとに要点を記載することも考えていきたい。
- ・丸山委員から御意見のあった地域の機運醸成が難しいということについては、前回の会議で御紹介したかもしれないが、本市では、機運醸成のためにLMOのプロモーション動画を作成した。多いものでは再生回数が5,000回を超え、ターゲットが限られるLMO設立の具体的な事務手順を説明する約20分間の動画についても1,900回程度の再生回数となっているなど、本市としても、地域の機運醸成に努めているところである。また、LMOの設立が進む中、設立済みのLMOの課題解決の事例などは、同じような悩みを抱えている地域にとって有用であるため、ガイドラインに記載しているLMOづくりサポート事業に加えて、そうした細かい事例などをホームページで紹介することにも意を用いていきたい。
- ・デラコルダ川島委員の御指摘については、繰り返しになるが、外国人が地域とつながるために具体的に何をすればよいかといったことをガイドラインに盛り込むことが難しいようであれば、そうした内容はホームページに委ねることも検討していきたい。
- ・伊藤委員から、ガイドラインのターゲットを市民全般よりも絞った方がよいのではないかという御意見があったが、それについて委員の皆様には御意見を伺いたい。本市では、行政という立場上、広く市民を対象に考えていると申し上げたところであるが、ターゲットを絞る方が効果的といった御意見などがあればお聞かせいただければと思う。

(作野座長)

- ・ありがとうございました。順序が逆転するかもしれないが、ここで私から発言させていただく。
- ・1つ目は、全体的な感想として、かなりLMOづくりに特化した内容となっており、それ以外の部分が出にくいから、委員御指摘の状況が生まれていると思うので、もう少し幅広に取られたらいいかなという気がする。LMOが、各学区において包括的な役割を担う場合もあれば部分を担い機能を発揮する場合もあると考えられるため、LMOではない他の組織が見ても参考になるような要素がないとまずいかなと思う。丸山委員が指摘された課題が何かとか、課題を解決するための一般的な手法といったものを提示する必要があるのかなと思った。
- ・2つ目は、資料3を見ると、あくまで見え方として図や写真などで対応するということだと思うが、図とか色々記入していくようなフォーマットのようなものは、それが憲法のようになっていくので、満を持してもう少し入れ込んだ方がいいのではないかなと思った。
- ・3つ目は、誰がやるか問題というのは組織が立ち上がって以降、必ず出てくる。ガイドラインに記載のある主体は、あくまで一般論として書いてある。LMOを直接的に動かす人材の発掘、活用、

育成といった必要な要素は、もう少し書いた方がいいと思う。

- ・ 4点目は、中間支援的な動きをする人や組織は、市全体や各地区に置かれているものだと思うが、私の経験では、例えば、J A、郵便局、金融機関が動いている。また、少し広い範囲にはなるが、青年会議所や商工会の青年部が中間支援的な役割をする場合もあるといった要素もあるといいかなと思った。
- ・ それでは、もう一巡したいと思う。ガイドラインの位置付けやターゲットがどうなるのかによって随分作り込みは違ってくるという印象だが、前半の議論を踏まえて御発言いただきたい。

(山田委員)

- ・ ターゲットに関しては、文言がそれに向けてどう工夫されるかによるが、おそらく一般の方たちはあまり目にしないと思うので、一義的な利用者は、やはり LMOに関心を持つ地域のリーダーにならざるを得ない、一般市民をターゲットにしたところでちょっと難しいと思っている。LMOに特化したガイドラインであるならば、ターゲットはそういう方たちだろうなと感じている。
- ・ 先ほど紹介のあった LMOのプロモーション動画は、この間大学の広島学という授業で使用した。20 分間で市長のコメントや早稲田や大林の事例が出たりして、学生はそれなりに関心を持って見ていたが、LMOを知っているかと聞いても知っている学生は一人もいなかった。学生のレベルだとかこういうものかと思ったところなので、ターゲットはどうしてもコアにならざるを得ないのではないか。
- ・ 先ほど言い忘れたことだが、6 ページの施策の基本方針のところで、ひろしま LMOの 2 つ目のポツに「ひろしま LMOの自立的な活動を推進するため、ひろしま LMOの自主財源の確保に必要な支援を行います。」とある。これまで私は、600 万円という多額の助成金が入ってきても、それに頼ることなく、自立を目指すことも必要ではないかと申し上げてきたところだが、この自主財源の確保に必要な支援とはどのような内容なのか。
- ・ 7 ページでは、LMO設立のステップが記載されているが、急にステップ 1 から始まることは滅多に無いし、難しいと思う。ステップ 1 の地域での話合いや説明会に入る前に、地域の方たちで地域課題を共有するなどの土台づくりが必要ではないか。

(作野座長)

- ・ ありがとうございます。では先に各委員から発言していただければと思います。

(丸山委員)

- ・ ガイドラインのターゲットについては、一般の方は関心がないものは手に取らないと思うので、絞ってもよいのかなと思った。
- ・ 地域団体の方は、共通して後継者の育成に悩んでいる。私は、今の活動をそのまま誰かに引継ぐと考えると後継者がいないと言われている方には、あなたが辞めると後継者が出てきますよという話をするのだが、活動のシームレスなバトンタッチを考えていくと、作野座長が言われた LMOの活動の後継者の発掘、育成といったサポートを視野に入れて、「次はあなたお願いね、実はこんなことをしているんだよ」という形で見ておいていただくようなバイブルとしてお渡しするのは、一つの方法としてあると思う。
- ・ LMOの構成団体になっている団体が LMOの活動をよく知らないという話をよく聞くが、LMOは、構成団体がチームになって活動しなければいけない。そのため、チームにするための方向性やプロセスを示すものとして使っていただくという風に割り切ると、かなり踏み込んだ話もできるの

ではないかと思った。

- ・それから追加で2点ある。実践編の12ページの右下の空いているスペースに、「各LMOで公式ホームページを作成してください。SNSなどのICTを活用して、効果的な情報発信を行ってください。」といった内容を記載してほしい。
- ・600万円の運営助成金があるので、ホームページの作成を業者に委託することもできるし、LMOの中に現職の方がいればコストをかけなくても安く作成できる。ホームページの作成をお願いしてもハードルは高くない。それができれば、板で回っている回覧板がネット回覧にも変わっていくだろうし、何かの集まりがありましたという自己報告型の方法ではなく、事前招集型の広報ができる。また、今後、一人暮らしの方あるいは外国人の方あるいはこどもさんのところへピンポイントに手助けに行くという活動やその有償ボランティア活動も出てくると思うし、マッチングのシステムも導入しやすくなる。
- ・実際に東京の練馬区や世田谷区、北区などでは、システムを無償で地域に提供しており、それを活用して10分100円程度で有償ボランティアを行っているところもある。そのような活動の導入や浸透がしやすくなるのでICTを活用してくださいということを入れるといいかなと思う。
- ・先ほど山田委員が言われたことに関連して、7ページのステップをチェックリスト形式にしてはどうか。機運醸成できたかどうかは具体的ににならないが、協力者が何人集まりましたか、何割ぐらいですかといったことをリスト化しチェックしていけば、今どのステップにいるのかが分かりやすく、共通認識を持ちやすいのではないか。先ほど申し上げた今後のリーダーを育成する観点でも、自分の地域はここまでできているということが認識しやすくなる。併せて、実践する中でも、年度ごとの更新や活動の見直しなどにもチェックリストを設定しておくと思分りやすくなると思う。

(伊藤委員)

- ・いずれも委員の御指摘のとおりだと思う。特にチェックリストは、何らかの「規準」をつくり、その進展状況を「基準」で判断することに使えると思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・皆様の御指摘を聞いて、その方向に進めたらいいなと思った。市民が近隣の大学や民間企業に協力してもらってアンケート調査を行うのはハードルが高いと思うので、市が、アンケートのサンプルや様式を作成し、誰でもダウンロードして使えるようにホームページに掲載しておくとういのではないか。

(作野座長)

- ・ありがとうございます。続いて、私からまとめる形で重ねてお伝えしたい。全体をお聞きしていると、ガイドラインは関係者に特化したものということで大分明確になったが、そうであっても、地域コミュニティを良くするとか、活性化するためのガイドラインだと思うので、その意味では、今は入口と出口が抜けているのかなと思う。
- ・入口は、各委員、特に丸山委員から御指摘があったように、課題発見の方法解決の手段、主体としては色々あるが、広島市ではLMOが非常に有効なんだということ。ガイドラインに記載すると必ずやらなければならないと受け取られてしまう誤解もあるが、ガイドラインに従ってLMOを作っていくとこういうことができるといったことやアンケートや講演会、視察などの具体的活動も盛り込んでほしいといった意見が各委員からあった。
- ・しかし、地域が最後にどうなればいいのかということがやはりなかなか見えない。住民の皆さんは

答えがある方が動きやすいが、本当は答えなどない。今までであれば、例えば、人口が減らないようにしよう、若い人を増やそう、関係人口を増やそうということがあったのだが、それはかなり難しいということがだんだん分かってきて、そうなると守り一線になり、じゃあやらないというところも出てくるので、そうではなく、暮らしやすい地域コミュニティになることが大事だと、それを楽しみながらやっていくと、それで楽しみながらやったときに地域がどうなるのかというように、入口と出口があったらいいなと思いながら、ガイドラインを読ませていただいた。

- ・あと、2ページの公助、共助、自助については、前も言ったかもしれないが、本当にこのような図でいいのかどうか、そろそろこの公助、共助、自助というものが説明力を失いつつある中、それでも広島市がガイドラインに記載することについて、座長としては不安なところがある。それすらできていないから書くという言い方もあると思うが、要するに、共助は必要だがそれを放棄するか、自助が大前提だがしたくてもできないというところに対する答えが欲しいわけである。第一ステップとしてLMOを作って、共助を充実させることは正しい答えではあるものの、それは早段行き詰まる。そのようなことも認識した上で、意図的にこれを出すかどうかということは色々と考える必要があるのではないかな。

(事務局)

- ・貴重な御意見を頂き、ありがとうございました。いただいた御意見については、ガイドライン作成の参考にさせていただく。
- ・山田委員から御質問のあった自主財源の確保への支援については、一定の要件を満たした地域の特産品等を広島市のふるさと納税の返礼品に設定し、集まった寄附金をLMOに還元する事業を行っている。現時点で、大林地区の事例しかないが、今後、各LMOに対して本事業を積極的にプロモーションし、返礼品の掘り起こしを図っていくことにしている。
- ・また、これはLMOに限定するものではないが、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業（小さなエリアマネジメント）として、町内会・自治会等が地域の街区公園等で物品販売や自動販売機の設置といった営利活動を行う場合に、一定の条件の下で公園利用の規制を緩和する取組を実施している。どこまでガイドラインに記載するかは分からないが、皆様にも改めて周知したいと思っている。

(作野座長)

- ・ありがとうございました。各委員においては、まだ細かい文言や図表、写真のあり方などに関する御意見があると思うので、それについては個別に事務局へお伝えいただければと思う。
- ・議論が尽きないところではあるが、議事はここまでとさせていただく。